

# 不登校総合対策

## 第2次改訂

学校を中心に広がる

子どもにとって「魅力ある  
育ちの場」を目指して

令和7年10月

多摩市教育委員会

<b>目次</b>		
<b>I</b>	不登校総合対策の概要 . . . . .	2
<b>II</b>	多摩市の不登校の現状と課題 . . . . .	3
1	不登校児童・生徒数、出現率 . . . . .	3
2	不登校の要因 . . . . .	7
3	不登校児童・生徒の状況 . . . . .	7
<b>III</b>	多摩市の不登校対策 . . . . .	9
1	不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方 . . . . .	9
2	4つの目標と12の対策 . . . . .	10
	(目標1) 学校の対応力の向上 . . . . .	10
	(目標2) コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実 . . . . .	14
	(目標3) 社会的な自立を促す指導の充実 . . . . .	17
	(目標4) 学習環境、学習指導・支援の充実 . . . . .	18
3	不登校対策と3つの支援の段階 . . . . .	22
4	学校外の関係機関における支援 . . . . .	23
<b>IV</b>	おわりに . . . . .	24
<b>卷末資料</b>		25

【資料1】 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」

【資料2】 文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた  
不登校対策」(COCOLOプラン)について

【資料3】 文部科学省「教育機会確保法リーフレット」

【資料4】 文部科学省「不登校の児童生徒等への支援の充実について」

【資料5】 文部科学省「不登校児童生徒が欠席中に行つた学習の成果に係る成  
績評価について」

【資料6】 文部科学省「生徒指導提要」(改訂版)

【資料7】 登校支援シート

(東京都教育委員会「児童・生徒を支援するためのガイドブック」)

【資料8】 東京都の相談窓口

# I

## 不登校総合対策（第2次）の概要

近年、全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。本市においても、市立中学校においては、令和2年度の出現率は4%であったのが、令和6年度は8%を超えるなど、深刻な状況にあります。また、市立小学校においても、令和6年度は3%を超えるなど、出現率は増加しています。

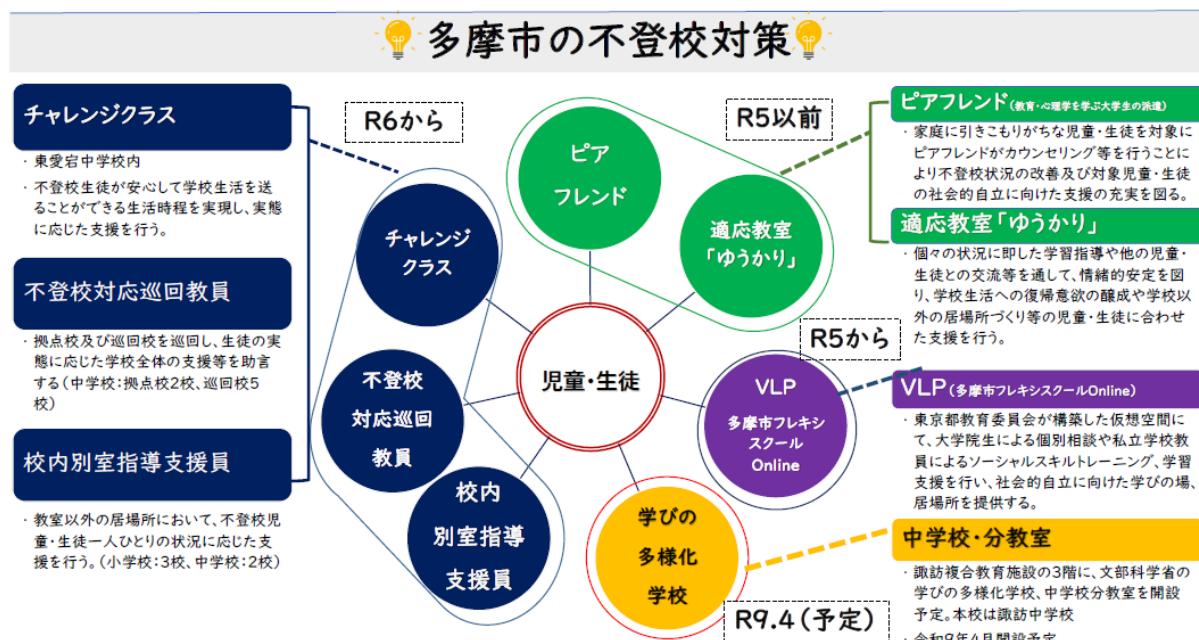
不登校児童・生徒をめぐる状況として、平成28年に義務教育の段階に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる「教育機会確保法」が公布され、不登校児童・生徒についても、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが基本理念に示されました。

本市においては、令和2年11月に今後の不登校対応に向けた課題として、小・中学校での対応を急ぐとともに、各学校の不登校への対応力の向上と、児童・生徒の学びの場の充実が図られることを期待して「不登校総合対策」を策定しました。

「不登校総合対策」においては、本市の不登校の現状と課題を踏まえ、目標として「学校の対応力の向上」、「コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実」、「社会的な自立を促す指導の充実」、「学習環境、学習指導・支援の充実」の4項目を設定し、未然防止や早期支援、長期化への対応等、児童・生徒の個々の状況に応じた支援策を盛り込みました。

本総合対策の策定から5年が経過した令和6年度、不登校に関わる児童・生徒の状態や環境の変化を踏まえ、「多摩市不登校対策検討委員会」において協議を行い、今般「不登校総合対策（第2次改訂）」（以下、第2次改訂とする。）の策定に至りました。第2次改訂においては、4つの目標と12の対策は引き続く形となっていますが、この5年間での成果と課題を振り返った上で不登校への支援、この5年間の新たな取組をコラムにて紹介しています。

この第2次改訂の活用により、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念「誰一人取り残さない」の実現に向けて、学校のみならず、児童・生徒の成長に関わる全ての人が、児童・生徒一人ひとりの学びと成長を支援していくことを願っています。



## II

## 多摩市の不登校の現状と課題

次頁（P. 4～P. 6）に示す図表は、多摩市による長期欠席等の調査結果や、文部科学省による調査（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）結果を独自に集計したものです。

こうした調査結果から、多摩市の不登校の現状や背景、課題について理解を深めることが、児童・生徒の状況に応じた支援を検討するまでの第一歩となります。

### 不登校とは

文部科学省の調査では、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としています。

### 1 不登校児童・生徒の出現率、不登校児童・生徒数（表1、図1、図2）

#### 【○現状　●課題】

○多摩市の不登校児童・生徒数は増加傾向にある。令和5年度においては、小学校では出現率3%、中学校では出現率8%を超えるなど、憂慮すべき状況である。

○多摩市の不登校の出現率は、東京都や全国に比べて高い割合となっている。

○学年ごとの不登校の割合を見ると、学年別では小学校第6学年、中学校第3学年が一番多かった。学年進行と共に不登校児童・生徒数が増加し、長期化する傾向がある。

○令和5年度において、安否確認ができない児童・生徒はいなかった。

●不登校児童・生徒が増加傾向にあることから、全ての児童・生徒にとって学校（学年・学級）が「魅力ある場所」と感じることができる取組を継続するとともに、不登校児童・生徒の一人ひとりのニーズを捉えた「居場所づくり」「きずなづくり」の実現に向けた具体的な取組を行っていく必要がある。

●東京都が作成している「支援シート」を基に児童・生徒の状況を「身体・健康面」「心理面」「社会・環境面」の三つの観点から捉えるとともに、家庭や関係機関との連携の状況を確認し、不登校の要因や、本人の思いや願いを多角的に把握し、支援につなげることが必要である。

※「支援シート」は巻末資料【資料7】参照

### ■小学校、中学校における不登校の状況

多摩市立小学校在籍児童6,609名、中学校在籍生徒数3,108名（表1）

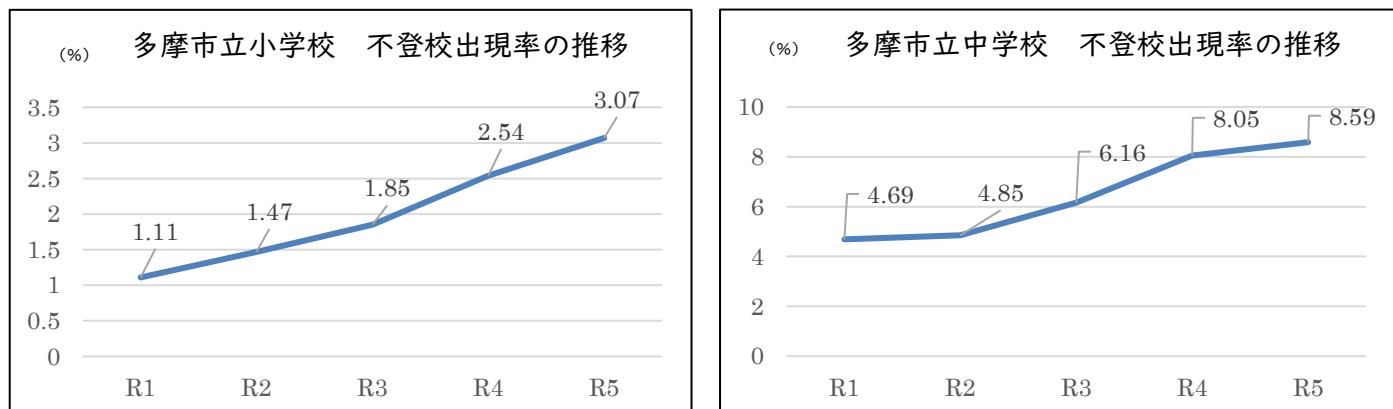
（令和5年度3月現在）

【※（ ）は前年度からの増減　※東京都及び全国の値は令和4年度の値】

地区	小学校		中学校	
	不登校	不登校 出現率	不登校	不登校 出現率
多摩市	203 (+33)	3.07%	267 (+11)	8.59%
東京都	10,695	1.78%	16,217	6.85%
全国	105,112	1.7%	193,936	5.9%

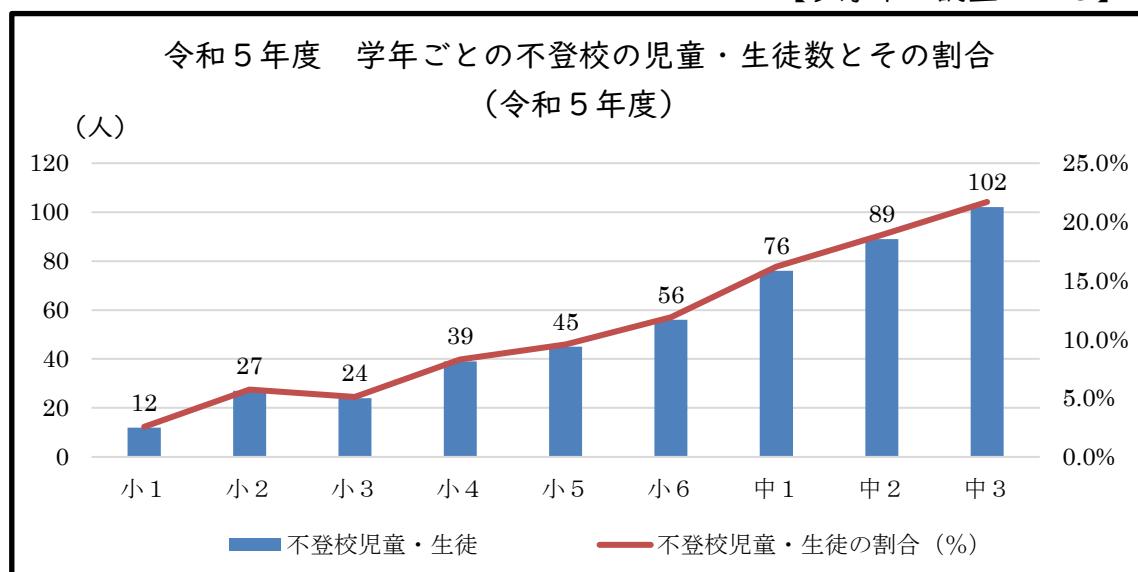
### ■令和5年度　不登校出現率の経年比較（令和元年から令和5年）（図1）

【多摩市の調査による】



### ■令和5年度　不登校出現率の経年比較（令和元年から令和5年）（図2）

【多摩市の調査による】



■令和5年度 多摩市 不登校要因 (表2)

※重複する場合もあり(主たるもの及び主たるものと合わせたもの)

No.	区分	小学校児童数	中学校生徒数
1	いじめの被害の情報や相談	4	1
2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	26	31
3	教職員との関係をめぐる問題	9	3
4	学業の不振	15	36
5	学校のきまり等をめぐる問題	10	0
6	入学・転編入学・進級時の不適応	4	9
7	家庭の生活環境の急激な変化	13	12
8	親子の関わり方	32	22
9	生活リズムの不調	34	130
10	遊び、非行に関する情報、相談	1	6
11	無気力	63	72
12	不安・抑うつの相談	65	59
13	障害(疑いを含む)に起因する特別な教育支援の求めや相談	26	22
14	個別の配慮(13以外)についての求めや相談	23	13

■令和5年度 多摩市 不登校児童・生徒が相談・指導等を受けた機関 (表3)

※重複する場合もあり

No.	内容	小学校児童数	中学校生徒数
1	学校外	適応(指導)教室	12
2		教育センター教育相談室	58
3		児童相談所・福祉事務所	6
4		保健所・精神保健福祉センター	0
5		病院・診療所	26
6		民間団体・民間施設	3
7		上記以外の機関等	1
8		上記の機関等では相談等を受けていない	116
9	学校内	養護教諭	28
10		スクールカウンセラー等の相談員	55
11		上記の者から相談等を受けていない	130
12	学校外・学校内による相談等を受けていない	81	78
13	学校内外の機関等で専門的な相談等を受けていないが、教職員から継続的な相談を受けていた実人数	54	71

■令和5年度 多摩市不登校状況（表4）

	小学校(人)	中学校(人)
不登校者数	203	267
専門的な相談・指導等を受けていない人数とその割合	81 (39.9%)	78 (29.2%)
専門的な相談・指導等を受けていないが、教職員から相談・指導等を受けていた人数とその割合（週1回程度以上）	54 (66.7%)	71 (91.0%)
専門的な相談・指導等を受けていないが、教職員から相談・指導等を受けていた人数とその割合（週1回程度未満）	18 (22.2%)	3 (0.38%)
専門的な相談・指導等を受けていないもののうち、保護者が相談・指導等を必要と考えておらず、学校内外の機関等につなぐことができない児童・生徒の人数とその割合	7 (0.86%)	3 (0.38%)
専門的な相談・指導等を受けていないもののうち、保護者から情報を得られず、学校内外の機関等で相談・指導等を受けているか不明である児童・生徒の人数とその割合	2 (0.25%)	1 (0.14%)

■指導の結果、登校するまたはできるようになった児童・生徒数（表5）

【多摩市の調査による】

校種	人数	復帰率	校種	人数	復帰率
小学校	64	30.9%	中学校	67	25.1%

ストレス反応と不登校との関連

多摩市において、不登校の要因は、本人に係る要因の「『不安』の傾向がある」、学校や家庭に係る要因の「友人関係」、「家庭に係る状況」、「学業不振」などが多くなっています。

これらを「ストレッサー」（ストレスを与える要因）として、児童・生徒に頭痛や腹痛などの身体反応、不安や緊張、フラストレーション、無気力といったストレス反応が不登校の初期段階で見られます。

この段階で、児童・生徒に対する心理的なケアや、教職員や保護者など周囲の援助が十分なされていないと不登校になることがあります。

## 2 不登校の要因（表2）

### 【○現状 ●課題】

○市立小学校の児童の不登校の要因は、順に「不安、抑うつの相談」「無気力」「生活リズムの不調」「親子の関わり方」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「障害（疑いを含む）に起因する特別な教育支援の求めや相談」が多い。

○市立中学校の生徒の不登校の要因は、順に「生活リズムの不調」「無気力」「不安・抑うつの状態」「学業の不振」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。

#### ●「不安・無気力」「生活リズムの乱れ、遊び、非行」について

・どのようなことに対し、児童が不安を感じ、なぜ無気力になってしまったり、生活が乱れてしまったりしたのか、児童・生徒の実態や行動の背景を捉える教職員の児童・生徒理解力の向上が必要である。

・児童・生徒が何に悩み、どのような問題を抱えているのか、その状況を把握し、様々な情報を収集、分析する「アセスメント」に基づく、個々の児童・生徒の状況に応じた効果的な支援の実施が課題である。

#### ●「友人関係」について

・多様な人との関係を構築する力の育成、集団においても他者を認め、受け入れる力が必要である。

#### ●「家庭に係る状況」について

・自宅等、学校外における児童・生徒や家庭への支援体制づくりが必要である。

#### ●「学業不振」について

・学習環境及び学習への支援体制の整備が必要である。

## 3 不登校児童・生徒の状況（表3・表4・表5）

### 【○現状 ●課題】

○令和5年度、専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒数の割合は市立小学校では、約40%、中学校では約30%であった。

○専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒の中で、教職員から相談・指導等を受けていた割合は、市立小学校では、約67%、市立中学校では、約91%であった。

○専門的な相談・指導等を受けていない児童・生徒のうち、専門的な相談・指導等を受けていないが、教職員から相談・指導等を受けていた割合は市立小学校では、約20%、市立中学校では1%未満である。

○専門的な相談・指導等を受けていない児童・生徒のうち、学校内外の機関等につなぐこ

とができる児童・生徒の割合は、小・中学校とも、1%未満である。

- 専門的な相談・指導等を受けていない児童・生徒のうち、保護者から情報を得られず、学校内外の機関等で相談・指導等を受けているか不明である児童・生徒の割合は、小・中学校とも1%未満である。
- 令和5年度、不登校児童・生徒の復帰率は、市立小学校では約30%、市立中学校では約25%であった。
- 学校が的確なアセスメントに基づき、適切な支援を行うための指針と、外部機関との連携により支援を行うためのネットワークづくりが必要である。
- 不登校児童・生徒の支援においては、関係機関や学校とつながることが重要であり、どこにもつながっていない児童・生徒の数、その割合を減らしていくことが必要である。

### 「心に寄り添う肯定的な関わり」と「学校居心地感の向上」

ストレス反応は、不登校の兆候だけでなく、児童・生徒の生活のどこかにつらいことがあることを表します。

児童・生徒の「心に寄り添う」とは、本人の感じているつらさを分かろうとし、児童・生徒がつらさを十分表現できるように手伝うことです。「どんなふうにつらいのか」を丁寧に聴き、児童・生徒が表現したことをしっかりと受け止めます。同時に、ストレスの元となっているつらい体験など、「何がつらいのか」というつらさの元を探り、ストレスの元に働きかけることは、不登校の未然防止と早期対応の視点をもった学級・学校経営につながります。

児童・生徒一人ひとりの心に寄り添い、肯定的な関わりを通して、学級・学校を児童・生徒にとって居心地のよい場にすること、つまり「学校居心地感の向上」が大切です。

#### 【肯定的な関わり例】

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| □自由に話せる雰囲気がある      | □安心していられる安全な場所を提供する |
| □できることを認め、ほめる      | □活動の選択肢を与える         |
| □人と関わることの心地よさを与える  | □感情を言葉で表現することを手伝う   |
| □できることをさせ成功体験を積ませる |                     |

### III 多摩市の不登校対策

#### 1 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方

##### (1) 基本的な考え方

不登校とは、多様な要因や背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」ことであり、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや社会的自立へのリスクも存在することに留意しなければなりません。

不登校は、学校教育において、どの児童・生徒にも起こり得るとの認識の下、本人の進路や社会的自立に向けた支援に取り組んでいくことが重要です。また、不登校の要因や背景は複雑であり、その対応に当たっては、学校のみならず、児童・生徒の学びと成長に関わる全ての人が、児童・生徒の学びと成長を支援できるよう、ネットワークを構築していくことが必要です。

##### (2) 不登校が「起こるまで」と「起こってから」の対応

不登校は、「起こるまで」と「起こってから」とでは事態が異なります。例えば、遅刻や早退、あるいは、月に3日以上欠席するなど（月に3日の欠席で、10か月で30日の欠席になります）のことも不登校の予兆ですし、保健室や別室登校などをしている場合は、不登校が本格的になる前に友達や先生、学習などに関わるストレスに直接さらされない空間に留まっている段階です。この段階では、実際にストレスのある学校の教育環境や心理的な環境をどれだけ心地よくするか、つまり、学校や学級を全ての児童・生徒にとって安心できる場所にするといった予防的なアプローチが重要となります。

一方で、不登校が本格化すると、その状況を変化させる働きかけに留意することが大切です。例えば、不登校の児童・生徒は、友達や先生、学習などに関わるストレスをきっかけに、学校に関連して不安や恐れを抱いています。この不安や恐れを下げるのは「安心」です。教職員は電話をしたり、家庭訪問をしたりして、「あなたのことを気にかけているよ」というサインを出し続けます。

児童・生徒と会える場合は、本人の意向を確認しながら、本人の好きなこと、得意なことを探し、その話題で会話を楽しむなど、居心地のよい時間を過ごして、児童・生徒に安心を提供することが重要となります。

## 2 4つの目標と12の対策

### (目標1) 学校の対応力の向上

#### 対策① 共通の指針やガイドラインの整備

不登校状態にある児童・生徒を支援する際、関わる全ての教職員の対応に一貫性のあることが大切です。

教職員それぞれの価値観や特性があるため、対応に違いの生じることがあります。その違いを埋めるためにも、本市では、資料1のように共通の指針やガイドラインを各学校で整備し、より具体的な支援策を検討できるようにしています。

(資料1) 児童・生徒の出欠状況等と対応の方針			
出席状況	欠席始め	3日	10日以上
<p><b>欠席を始める前の状態</b> 【方針1】未然防止 児童・生徒の行動の変化に着目した的確な状況把握 児童・生徒が欠席を始める前には、学校や家庭で行動の変化が表れる。その際、その行動の背景を多面的に捉え、的確に児童・生徒の状況を把握して個に応じた対応を考えられるようにする。</p>	<p><b>欠席始めの状態</b> 【方針2】早期支援 家庭との連携 欠席の連絡時には、その理由を確認し、体調不良の場合には病院の受診を保護者に依頼するなど、家庭との連携を図った取組を進める。保護者から欠席した児童・生徒の状況を聞いたうえで、翌日からの対応について検討するようにする。</p>		<p><b>欠席が増えている状態</b> 【方針3】長期化への対応 関係機関との連携強化 これまでの不登校経験の有無等の基礎情報のほか、欠席する曜日の傾向やこれまでの指導状況を分析し、学校が組織としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭との連携を図り対応するようする。</p>

本市では、令和5年度から不登校の状況をレベル別に10段階で分類しており、各学校は毎月「長期欠席等状況報告書」を作成しています。不登校の状況をレベル別に分類することで、一人ひとりの児童・生徒の実態に合わせた具体的な支援策を検討することができるようになっています。学校、外部機関等どこにもつながっていない可能性のあるレベル8から10の児童・生徒は、モニタリングを徹底し、関係機関と連携、情報を共有して個別の支援を継続していくことが重要です。

#### ※多摩市の不登校状況段階

レベル	不登校状況の段階	レベル	不登校状況の段階
1	一時的な不登校、その後登校	6	ゆうかり教室や、フリースクールに通っている
2	徐々に登校できるようになっている	7	外部相談・療育・医療関与
3	欠席しつつも自分のペースで登校	8	学校とのつながりが途切れている
4	別室登校・保健室登校	9	引きこもり傾向
5	担任やSCとの面談は実施できる (面談の場所は問わない)	10	本児の様子や状況を把握することが困難(現認困難30日超)

## 対策② 的確なアセスメントのための手だての充実

児童・生徒が何に悩み、どのような問題を抱えているのか、その状況を把握するためには、様々な情報を収集・分析することを「アセスメント」と言います。アセスメントには、「観察法」、「面接法」、「調査法」などの方法がありますが、一つの方法だけに頼るのではなく、複数の方法を用いて情報を収集していくことが大切です。そのようにして得られた情報を統合し、一人ひとりの児童・生徒が力を発揮するために、必要な手だてや、望ましい学習環境はどのようなものであるのかなどを定めていくことが、不登校への適切な対応につながります。

アセスメントを行う際に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら行っていくと、より多面的に児童・生徒理解が深まります。

また、アセスメントを行うための資料として、主に「支援シート」と「長期欠席等状況報告書」があります。「支援シート」は、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有しながら計画的に支援を行うことを目的に、校内の関係教員等が中心となり作成するものです。「支援シート」を作成・活用することを通して、児童・生徒の不登校の状況が視覚化され、支援を組織的に行うことができます。「長期欠席等状況報告書」では、児童・生徒の不登校の状況から、今後の学校からの働きかけを検討し、具体的な支援の方法を明確にすることを目的としています。今後の具体的な支援方法については、「いつ」「どこで」「どのように」といったことを明確にするとよいでしょう。

<b>登校支援シート</b> 	<b>④ 件ご状況・特徴</b> 
--------------------	----------------------

(資料2)「支援シート」例

(東京都教育委員会「児童・生徒を支援するためのガイドブック」)

### 対策③ 教育相談の充実

生徒指導提要（令和4年12月改訂）（巻末資料【資料6】参照）において、教育相談の目的は、「児童・生徒一人ひとりが将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力等を形成するように働きかけること」と記されています。したがって、教育相談は特に一人ひとりの資質や能力の伸長を援助する考え方の下に行われます。校内の特定の教員やスクールカウンセラーだけが行うものではなく、また多摩市立教育センター教育相談室だけで行われるものではありません。

学校は、不登校の未然防止や早期発見・早期対応のためにも、小さなことでも、一番相談しやすい教職員に安心して相談できる受容的な体制づくりを進めて、組織的に対応することが大切です。児童・生徒のその時の状態によって、効果的な声かけや支援方法も変わることを念頭に柔軟な対応をすることが必要です。

また、保護者や児童・生徒、学校などの相談を受け付けている多摩市立教育センター等の関係機関と連携するなどして、学校内だけでなく一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた効果的な支援を広げていくことが大切です。

多摩市立教育センター教育相談室などの外部相談機関については、心理・医療・福祉職など多職種による支援や対応策の検討が期待できます。学校での教育相談と、相談機関の相談との十分な連携を図りながら、児童・生徒の理解を深めて対応することが大切です。

### 対策④ 家庭支援の充実

児童・生徒にとって、家庭が安心できる場所であることはとても大切です。

家庭と学校は、児童・生徒の資質・能力を育む上で、共に支え合い、協力することが重要ですが、特に児童・生徒が不登校の状態にある場合、一人ひとりの状況に応じて、家庭を支援することが大切です。

学校においては、教育相談や電話連絡、家庭訪問など、校内外で実施する児童・生徒や家庭の状態に寄り添った様々な支援方法があります。その一方で、保護者との話し合いが叶わない、福祉的な支援が必要となる、不登校の状況が長らく膠着状態として続くなど、学校からの家庭への支援だけでは難しい場合もあります。こうした場合は、スクールソーシャルワーカーへの相談や派遣を要請することが有効です。スクールソーシャルワーカーは、現在教育センターに4名配置しており、福祉的な視点で、児童・生徒を中心に

した環境の中で、何に困っているのかに着目し、本人または保護者が自らの力を使って課題を乗り越えられるよう、学校と共に取り組む役割を担っています。また、引きこもりがちな児童・生徒と社会がつながるきっかけづくりとして、ピアフレンド（大学生等）を派遣による訪問支援も有効です。こういった外部人材と連携することにより、児童・生徒、家庭の選択肢が増え、より一層ニーズに応じた支援が提供できるようになります。

また、家庭支援の一つとして、適応教室「ゆうかり教室」においては「ゆうかり保護者交流会」を令和5年度から実施しています。なんらかの理由で登校がしづらくなっている児童・生徒が安心して通える場としてのゆうかり教室で、どのように過ごし、どのような活動をしているのかということを保護者が知る機会として有意義な時間となっています。このように同じ立場の保護者同士が交流しながら過ごす機会も保護者支援としては大きな役割になると考えます。

### 不登校対応巡回教員とは？

不登校対応巡回教員（以下、巡回教員）とは、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等をすることにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図ることを目的に、令和6年度から東京都教育委員会が不登校対応を専門とする教員を中学校に配置し（多摩市には2名）、拠点校を中心に担当を巡回して指導や支援に当たっています。

巡回教員の大きな特徴は、各教科等の授業は担当しないところにあります。具体的には、以下の内容に取り組んでいます。



▲不登校対応巡回教員の支援と役割

このように巡回教員を配置し、支援を行うことでこれまで学校に通うことが難しかった生徒が、学校の設置する不登校対応の校内別室（スペシャルサポートルーム）に登校することができるようになり、巡回教員が不登校支援の会議に参加することや校内研修を実施することを通して、教員の不登校対応に関する理解を深めたり、学校の組織的な不登校支援の充実につなげたりすることができます。

引き続き、巡回教員による不登校支援の充実を図っていきます。



▲校内別室で支援する不登校対応巡回教員

### ピアフレンドとは？（子どもパートナー事業）

家庭に引きこもりがちな児童・生徒に対し、心理学や教育学を学ぶ大学生を派遣し、カウンセリング等を行い、社会的自立を目指した訪問指導がピアフレンド事業です。

具体的な支援として、児童・生徒の話し相手になったり、簡単なスポーツの相手となったりと、生活時間の安定のための支援、コミュニケーション能力の育成のための支援などが挙げられます。

また、ピアフレンドとして派遣する大学生に対し、臨床心理士の資格を有する大学教授が指導・助言も定期的に行っています。令和5年度には、2校に2名の大学生を派遣、令和6年度には3校に3名の大学生を派遣しました。

### （目標2）コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実

#### 対策⑤ 不登校児童・生徒への訪問指導・支援の充実

多摩市においては、学校に係る不登校の要因として「友人関係」が多くなっています。信頼できる友人関係が築けなかったり、友人関係が悪化したりしたことから、不安や孤独に強く思い悩み、結果として不登校になった児童・生徒もいることでしょう。

こうした不安を和らげ、不登校状態を改善するためには、ソーシャルスキル（Social Skill：他者とのコミュニケーションや対人関係、社会生活に関わる行動に関する力）を育んでいくことが重要です。

不登校の期間のうちに児童・生徒のソーシャルスキルを育むために、学級担任等の教

職員やピアフレンド、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問を通じて、本人の気持ちに寄り添いながら対面でのコミュニケーションにより、まずは児童・生徒にとって「人っていいな」「人と付き合うのは楽しいな」といった実感や体験を安心できて心地のよい雰囲気の中で積み重ねることが大切です。

一方で、教職員が家庭訪問を行うも児童・生徒と顔を合わせられず、教職員が児童・生徒の状況を把握することが困難なケースもあります。そのような場合には、「一人一台の教育用端末」を活用したオンラインでの対応や、仮想空間におけるソーシャルスキルトレーニング (Social Skill Training 略称 SST) を VLP (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム) の中で行うなど、対面に限らない支援も、児童・生徒によっては有効な場合もあります。

### 多摩市フレキシスクールOnline

不登校もしくは不登校傾向にある児童・生徒の豊かな学びを推進することを目的として、令和5年10月から、東京都教育委員会が構築したオンライン上の仮想空間「VLP (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)」を活用し、「多摩市フレキシスクール Online」を開設しました。

「多摩市フレキシスクール Online」では、児童・生徒は平日の午前・午後であれば、好きなタイミングで入室や退出をすることができるため、個々の状況に合った学びの場・居場所となっています。

VLP 内では、声や文字で歓談する以外にも、毎回多彩な SST に取り組む適応教室のコアラタイムの VLP 版「コアラタイムオンライン」を実施する等、様々な交流を行っています。

児童・生徒が交流を行う際に、三次元の仮想空間であることから、自身のアバター や各種アイテム等の大きさや動きなどをよりリアルに体感することができます。また、アバターの多様なアクションによって、相談員や、他の児童・生徒と、臨場感のある交流を実現することができます。

💡フレキシスクールOnlineの「フレキシ」とは……💡

フレキシブル (flexible:柔軟な) が語源で、「場所」・「時間」・「内容」にこだわらず、児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた居場所になるようにという想いを込めています。

## 対策⑥ 各学校、適応教室におけるソーシャルスキルトレーニング（SST）の充実

学校や適応教室「ゆうかり教室」で行うSSTの主な目的は、学校生活に必要な社会性の向上を図り、児童・生徒の豊かな学校生活の実現や社会的自立を支援することです。

学校では、教科等の学習の中で、仲間を受け入れ、困った仲間を助けようとしていること、同時に困ったときに人に助けを求めるようとしていることや、互いを承認し、感謝を伝え合おうとする心情、実践意欲や態度を育てるこにより、児童・生徒が自己有用感を向上させ、互いに助け合い、仲間の孤立や不登校を未然に防ぐことのできるスキルを総合的に向上させることを目指します。

適応教室「ゆうかり教室」では、児童・生徒との交流等を意図した集団活動の中で、例えばカードゲームやものづくりなどに楽しみながら取り組むことで、他者とのやり取りや、相手の意見を聞くこと・自分の意見を伝えることなどの対人関係における基礎的なスキルを習得できるようにしています。楽しみながら、対人関係を築くためのスキルを身に付けていくことで、自己肯定感の高まりによる情緒的安定を図り、学校生活への復帰だけでなく、社会性の向上を図っています。

各学校や適応教室で行うSSTが、在籍校やほかの居場所でも生かされるような連携をし、計画的に取り組むことが大切です。

### SSTのねらいとポイント

【ねらい】様々な社会的技能をトレーニングにより育てます。コミュニケーションに必要な技能を直接的に育てるこに役立ちます。

【ポイント】①まず、担任が扱う技能を明確に示し、手本を示します。

※技能例：相手を理解する、自分の思いや考えを適切に相手に伝える等

②次に、実際に児童・生徒に行わせます。

③その後で、良かったところや改善点を確認します。

### (目標3) 社会的自立を促す指導の充実

#### 対策⑦ 各学校、適応教室におけるキャリア教育の充実

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力の育成を目指すことを目的としています。不登校状態にある児童・生徒の支援も社会的自立を目指すものであり、キャリア教育と共通点があると言えます。学校や学級の生活に不適応を起こし、学習への目的意識をもてずに意欲を失ったり、人間関係に関わる問題を抱えたり、あるいは不登校の状態にある児童・生徒にとって、将来への夢や展望はもちにくくなっています。こうした児童・生徒のキャリア発達を支援するために、職場体験学習や地域の行事への参画など、体験的な活動を取り入れることが大切です。地域と連携して様々な体験を通し、多くの人と触れ合いながら児童・生徒が成功体験を積むことが、学ぶ意欲の向上や将来への展望をもつことにつながります。

また、「キャリア・パスポート」を活用して、行事等での活動を振り返りながら自己理解を促し、人間関係を築く力や課題を解決する力を育むことができます。児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、継続的に育んでいくためには、学年間、学校種間の連携が重要です。「キャリア・パスポート」などを活用して小・中学校の接続を図り、キャリア教育を充実していくことが大切です。

#### キャリア・パスポートとは？

児童・生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返りをしたりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

（文部科学省「キャリア・パスポート」例示資料等について（平成31年3月）

#### 対策⑧ キャリアガイダンス機能の充実

どの生徒も、上級学校への進学についての不安を、少なからず抱くものです。したがって、現実的に進路選択が迫られる段階では、上級学校の入試制度を把握したり、社会で活躍している卒業生の話を聞いたりすることなどを通して、自身の将来の進路選択を考える機会を各学校では設定しています。

また、多摩市では毎年、不登校あるいは不登校傾向にある児童・生徒及び保護者等を対象として、「自己の進路選択のための説明・相談会」を開催し、招聘した近隣の高

等学校やチャレンジスクール、サポート校などの教員との個別相談を実施しています。また、「自己の進路選択のための説明・相談会」では、適応教室「ゆうかり教室」の卒業生のメッセージ動画を紹介することで、不登校傾向にある生徒が主体的な進路選択や適切な自己決定ができるよう、支援しています。

#### (目標4) 学習環境、学習指導・支援の充実

##### 対策⑨ 学びの多様化学校の設置の検討

「学びの多様化学校」は、不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する公立学校のことです。不登校、不登校傾向の児童・生徒が増加する中、文部科学省ではこれらの児童・生徒の多様な教育機会の確保に向け、「学びの多様化学校」の設置を進めており、令和7年5月現在、全国で58校が設置されています。

本市では、市立中学校の不登校状況が深刻であることを踏まえ、不登校生徒を指導・支援する体制の強化と充実を図り、社会的自立心を育むために学びの多様化学校分教室の開設を目指しています。また、令和6年4月から東京都教育委員会の指定を受け、チャレンジクラス(不登校対応校内別室)「あたご Space」(以下、「あたご Space」)を開設しました。

##### あたご Spaceとは？

「あたご Space」では、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努め、生活時程を実現し、実態に応じた支援を行っています。

「整える(登校日数の増加)」「分かる(学習内容の定着)」

「つながる(学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒の解消)」を支援のキーワードとして教育活動を展開



特別の教科 道徳の授業の様子

しています。学習においては、一人ひとりの学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努め、学習内容を確実に身に付けることができるようになります。



理科の授業の様子

今後は「あたご Space」で培った支援の方法等を生かしながら、多摩市としての特徴的な「学びの多様化学校」の設置に向けた準備を行うとともに、生徒一人ひとりに応じた「社会に向かう力」を育む教育課程の編成や学びの場の充実を一層推進していきます。

#### 対策⑩ 適応教室における学習支援の充実

適応教室「ゆうかり教室」では、不登校もしくは不登校傾向にある児童・生徒の学習を保障することを目的として、令和2年度から、主に中学生を対象として、e-ラーニングによる学習支援システムを導入しました。令和6年度からは学習支援システムを変更し、小学生も対象とし、ゆうかり教室の通室者のみでなく、家庭や校内別室などでも自分のペースで取り組めるよう対象を広げ、児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた学びの場が整うように取り組んでいます。

個々の興味に即して学習することや当該学年から立ち戻って学び直しを通して、「わかった」「できた」を積み重ね、その頑張りを担任が認めることで、次に進もうとする気持ちを動かすことにつながります。また、学習が困難になったところへ立ち戻って学習を再開し、学習の遅れを取り戻すことで、学習内容への不安を軽減することも、学校への行き渋りや行きづらさの解消につながります。

#### 対策⑪ 家庭における学習支援の充実

多摩市では、文部科学省の GIGA スクール構想のもと、令和3年度から一人1台の教育用端末の利用を開始しました。児童・生徒が家庭において、オンライン上での授業動画配信を視聴し、アプリでの学習ができる環境を整備しています。

また、令和5年10月から東京都教育委員会が構築したオンライン上の仮想空間(VLP)を活用し、「多摩市フレキシスクール Online」を開始しました。自宅から教育用端末を利用し、仮想空間上で支援員との会話や、コミュニケーションスキルのトレーニン

グ講座の受講などに参加することができます。

このように、不登校の児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる選択肢の一つとして、ICTの活用を通じた「多様な学びの場」の充実を図っています。

なお、家庭における支援として、従来から実施している各家庭に個別に訪問する「ピアフレンド」など、対面ならではの長所を取り入れた家庭訪問の活用等、児童・生徒の状況に応じて実施していきます。

#### 対策⑫ 各学校における補充学習の充実

不登校児童・生徒は、学習に遅れが生じるなど学習面で不安を抱えるケースが多く見られます。

授業や学習に関して、児童・生徒がどのような悩みや不安を感じているのか、授業に集中して取り組めているかどうか、読み書き計算などの困難さはないかなど、現在の児童・生徒の状況や様子を把握し、早期支援へつなげることが重要です。

その支援策の一つとして、各学校の実情によりますが、学校では校内別室など教室以外で学習などができる環境を整えています。校内別室において本人の意向も確認しながら、教員が直接支援したり、一人1台の教育用端末を活用し、オンラインで授業を受けたり、令和6年度からはオンライン学習システムを活用した学び直しに取り組むことができるよう環境も構築しています。

また、学習習慣の構築に向けた取組として、地域住民や大学生などの協力を得て「地域未来塾」(始業前や放課後の補習教室)を実施しています。

#### 地域未来塾とは？

地域未来塾とは児童・生徒の学習意欲を高めるとともに基礎学力の定着及び学習習慣の確立のため、授業時間以外(放課後や長期休業期間等)の補習を実施する事業です。市内の小・中学校全校で行い、地域住民や大学生の協力を得ながら、時間帯や学習内容・方法を工夫し、各学校の実情に応じて実施しています。

## 校内別室指導支援員（チャレンジソーター）とは？

令和5年3月31日付文科省通知「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（通知）」で示された「COCOLO プラン」では不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることが求められることが明記され、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置が挙げられています。

多摩市教育委員会では、令和6年4月から東京都教育委員会が実施する校内別室指導支援員配置事業を受け、市内の小学校3校、中学校2校に校内別室指導支援員（チャレンジソーター）を配置し、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できるようにしています。

校内別室に校内別室指導支援員がいることが不登校児童・生徒にとって居場所となり、学校に安心して通えたり、教室復帰を果たしたりなどの効果を上げています。



▲校内別室指導支援員（チャレンジソーター）の支援の様子

### 3 不登校対策と3つの支援の段階

次の図は、多摩市の不登校対策①～⑫と、不登校への支援の段階（未然防止、早期支援、長期化への対応）との関連を示しています。

日常から不登校の未然防止に努めるとともに、校内で気になる児童・生徒がいる場合は、以下のどの段階にいるのかを確認し、一人ひとりの状況に応じて複合的に支援を行っていく必要があります。

支援 学校内外	出席 状況	欠席始め 3日	10日以上
	<b>未然防止</b> 欠席を始める前の状態 全ての児童・生徒への支援	<b>早期支援</b> 欠席始めの状態 休み始めた児童・生徒への支援	<b>長期化への対応</b> 欠席が増えている状態 長期間欠席している児童・生徒への支援
学校内	①共通の指針やガイドラインの整備 ②的確なアセスメントのための手だての充実 ③教育相談の充実 ⑥学校での SST の充実 ⑦学校でのキャリア教育の充実	①共通の指針やガイドラインの整備 ②的確なアセスメントのための手だての充実 ③教育相談の充実 ④家庭支援の充実	①共通の指針やガイドラインの整備 ⑤不登校児童・生徒への訪問指導・支援の充実 ⑧キャリアガイダンス機能の充実 ⑪家庭における学習支援の充実 ⑫学校での補充学習の充実
学校外 (関係機関)	②的確なアセスメントのための手だての充実	④家庭支援の充実 ⑥適応教室での SST の充実 ⑦適応教室でのキャリア教育の充実 ⑧キャリアガイダンス機能の充実 ⑨学びの多様化学校設置の検討 ⑩適応教室での学習支援の充実	②的確なアセスメントのための手だての充実 ③教育相談の充実 ④家庭支援の充実

#### 【12の対策一覧】

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| ①共通の指針やガイドラインの整備       | ②的確なアセスメントのための手だての充実           |
| ③教育相談の充実               | ④家庭支援の充実                       |
| ⑤不登校児童・生徒への訪問指導・支援の充実  | ⑥各学校、適応教室におけるソーシャルスキルトレーニングの充実 |
| ⑦各学校、適応教室におけるキャリア教育の充実 | ⑧キャリアガイダンス機能の充実                |
| ⑨学びの多様化学校の設置の検討        | ⑩適応教室における学習支援の充実               |
| ⑪家庭における学習支援の充実         | ⑫各学校における補充学習の充実                |

## 4 学校外の関係機関における支援

登校することは難しいが、自宅から外に出て学んだり、大人や同世代と交流したりできる、また、そのようなことを望んでいる不登校の児童・生徒には、学校外の関係機関の利用が効果的です。学校は、本人または保護者とじっくりと関わりながら、児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、学校外の関係機関と連携し、ゆっくりと学校や社会とのつながりがもてるよう支援することが大切です。

### 多摩市内・近隣の主な関係機関と支援内容

#### 多摩市教育委員会教育指導課

電話:042-338-6913

ピアフレンド(大学生等)の派遣による引きこもりがちな児童・生徒への訪問指導

※近隣の大学との連携・協力の下、心理学を学んでいる学生をピアフレンドとして派遣する

#### 多摩市立教育センター／発達支援室

電話:042-372-1038(発達・教育初回相談)

適応教室(ゆうかり教室)での学習や自立支援、教育相談室での心理  
や行動面等に関する相談

電話教育相談(子どもホットライン)、スクールソーシャルワーカーの派遣、  
発達に関する相談



▲インターネットフォーム申し込み

#### 多摩市こども家庭センター 「にじたま」

電話:042-355-3833

専門の相談員による子どもと家庭に関する総合的な相談、課題解決への援助  
保健師による健康や医療に関する悩み事の相談

▶ ホームページ



#### 東京都多摩児童相談所

電話:042-372-5600

児童福祉司や児童心理司による養護、育成、障害、非行や里親等に関する相談

#### 東京都南多摩保健所

電話:042-371-7661

感染症や精神保健(未治療や医療中断)の本人・家族・関係者からの相談

#### 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

電話:042-371-5560

対人関係や心の病、思春期や青年期の問題等に関する相談(「こころの電話相談」あり)

各学校では、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた不登校対策として、未然防止、早期発見、早期対応、長期化への対応を行ってきました。しかしながら、近年の不登校児童・生徒の動向を見ると、全国、東京都と同じく、本市においても不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。その要因は、複雑であり、多岐にわたりますが、グローバル化や情報化の進展など、社会構造の変化により、これまで「当たり前」とされていた「学校に登校すること」の意義についても問われることがあります。そのような現在だからこそ、改めて学校の本質的な役割を再確認し、全ての児童・生徒にとって「魅力のある学校」、「居場所のある学校」にしていくことがより一層重要になります。

今後、「不登校総合対策（第2次改訂）」の活用を通して、児童・生徒の成長に関わる全ての人が互いのつながりを深め、学校を核とする地域全体が、児童・生徒にとって「魅力ある育ちの場」となることを期待しています。

#### 「不登校総合対策」作成協力者（不登校対策検討委員会）

委 員	氏 名	現 職
学識経験者	小林 正幸	東京学芸大学名誉教授 NPO法人元気プログラム作成委員会 カウンセリング研修センター学舎ブレイブ理事長
	福田 憲明	明星大学 心理学部心理学科 教授 明星大学心理相談センター
上級学校	山下 峻	星槎国際高等学校 関東・東北ブロック長・キャンパス長
市内学校	権藤 義彦	多摩市立落合中学校 校長（令和6年度委員）
	高橋 篤	多摩市立多摩永山中学校 校長（令和7年度委員）
	池田 泰章	多摩市立瓜生小学校 校長（令和6年度委員）
	大津 嘉則	多摩市立東落合小学校 校長（令和7年度委員）
フリー スクール	新堀 貴子	一般社団法人ゆめまるエデュケーションデザイン 代表理事
教育委員会	山本 勝敏	多摩市教育委員会教育部参事 教育指導課長事務取扱
教育センター	豊島 佳代	多摩市立教育センター センター長
心理士	藤原 真一	多摩市立教育センター 教育相談員
コーディ ネーター	山崎 源太	地域教育力支援コーディネーター

## 卷末資料

「不登校総合対策」(第2次改訂)の関係資料は以下の通りです。掲載の二次元コードを読み取って、資料にアクセスし、本書と合わせてご覧ください。

# 【資料1】文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について 令和元年10月25日



## 【資料2】文部科学省「誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校対策」(COCOLOプラン)について 令和5年3月31日



【資料3】文部科学省「教育機会確保法リーフレット」  
令和5年10月18日  
※教育機会確保法は平成28年12月14日公布



# 【資料4】文部科学省「不登校の児童生徒等への支援の充実について」 令和5年11月17日



【資料5】文部科学省「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について  
令和6年8月29日



【資料6】文部科学省「生徒指導提要」(改訂版)  
令和4年12月



## 【資料 7】

## 登校支援シート

氏名		性別	<input type="checkbox"/>	現在の学年	年	組		年度		西暦		作成日
				年	組							
				年	組							
				年	組							
				年	組							
				年	組							

※保健室などの別室や教育支援センター、校長が指導審議上出席扱いとしている民間施設など

列傳第

利用している学校外の関係機関

現在の状況・様子		特徴・その他	良さ・長所
身体・健康面	睡眠	ここをクリック	
	食事・運動	ここをクリック	
	疾患・体調不良	ここをクリック	
	特別な教育的ニーズ	ここをクリック	
	その他	ここをクリック	
心理面	学力・学習	ここをクリック	
	情緒	ここをクリック	
	社交性・集団行動	ここをクリック	
	自己実現感・自己肯定感	ここをクリック	
	関心・興味	ここをクリック	
	過去の経験	ここをクリック	
	その他	ここをクリック	
社会・環境面	児童・生徒間の関係	ここをクリック	
	教職員との関係	ここをクリック	
	学校生活	ここをクリック	
	家庭関係・家庭背景	ここをクリック	
	地域での人間関係	ここをクリック	
	その他	ここをクリック	

取扱注意

		本人				保護者									
想い 願い															
短期 目標															
最終支援会議の実施日		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
※実施日が12箇所を超える場合は次年度への引継ぎ事項欄に追記すること。															
身体・健康面	1学期(前期) 主な支援内容			効果		2学期(後期) 主な支援内容			効果		3学期 主な支援内容			効果	
長期 休業															
心理面	1学期(前期) 主な支援内容			効果		2学期(後期) 主な支援内容			効果		3学期 主な支援内容			効果	
長期 休業															
社会・環境面	1学期(前期) 主な支援内容			効果		2学期(後期) 主な支援内容			効果		3学期 主な支援内容			効果	
長期 休業															
〔重要〕次年度への引継ぎ事項・家庭に関する引継ぎ事項															
												校長印			

### いじめ、不登校、友人関係、学校生活 不登校、発達障害等に関する相談

東京都いじめ相談ホットライン  
(東京都教育相談センター)

0120-53-8288 24時間対応

### いじめの問題や その他の子供に関する相談全般

24時間子供 SOS ダイヤル  
(全国統一ダイヤル)

0120-0-78310 24時間対応

### 学校、子育て等、 子供に関する相談全般

よいこに電話相談  
(東京都児童相談センター)

03-3366-4152

聴覚言語障害者相談 (FAX)

03-3366-6036

■平 日 9:00~21:00

■土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

### 心の健康に関する相談

こころの電話相談 ※多摩地域全域  
(東京都多摩総合精神福祉センター)

042-371-5560

■平 日 9:00~17:00

(土日祝日、年末年始を除く)

### 保護者向け相談窓口

学校問題解決サポートセンター  
(東京都教育相談センター)

03-3360-4195

■平 日 9:00~17:00

(土日祝日、閉庁日、年末年始を除く)

### 非行、いじめ、不登校、 犯罪被害等に関する相談

ヤング・テレホン・コーナー  
(警視庁少年相談室)

03-3580-4970 24時間対応

■月～金 8:30～17:15 専門の担当者  
(心理職、警察官)

■夜間、土日祝日は宿直の警察官が対応

### 子供の行動や心の発達等に関する相談

こころの電話相談室  
(東京都立小児総合医療センター)

042-312-8119

■月～木 9:30～11:30、13:00～16:30  
(金土日祝日、年末年始を除く)

### いじめ、体罰、虐待等の子供の 権利侵害に関する相談

話してみなよー東京子供ネットー  
(子供の権利擁護相談事業)

0120-874-374

■平 日 9:00～21:00

■土日祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く)

### 都内の中学生・高校生向けの SNS相談

相談ほっと L I N E @東京  
(東京都教育委員会)

■毎 日 17:00～22:00  
(受付は 21:30まで)



### 子供の性格や行動、不登校、 学校生活、子育て等に関する相談

多摩市立教育センター  
発達・教育初回相談窓口  
(多摩市教育委員会)

042-372-1038

■月～土 10:00～12:00、13:00～17:00